

公益財団法人石川県スポーツ協会表彰規程施行細則(抜粋)

(2) スポーツ功労者賞

- ① 表彰対象者は、石川県スポーツ協会又は加盟団体の役員として、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 過去10年間以上継続し会の運営に功労のあった者。
 - (イ) 指導者として過去10年間以上継続し選手の養成に功績のあった者。
- ② 推薦人員は、石川県スポーツ協会又は加盟団体において、原則としてそれぞれ2名以内とする。ただし、市町体育・スポーツ協会からの推薦人員は、当該市町の人口を考慮し、前年の7月1日時点の人口が40万人以上の場合は5名以内、5万人以上40万人未満は3名以内、1万人以上5万人未満は2名以内、1万人未満は1名以内とする。なお、加盟団体の推薦がない場合でも、石川県スポーツ協会が必要と認める者については、表彰する。
- ③ 40才以上の者 〔令和7(2025)年4月1日現在〕 を基準とする。
- ④ 推薦方法は、石川県スポーツ協会又は加盟団体において、それぞれ長を含めた3名以上の推薦委員によって選考し、推薦書を提出する。

※ ①の功労・功績は、市町村合併以前の実績を含んでよい。

※ 令和7(2025)年度の実績は含まない。